

(Q69) 「農林水産省新ガイドラインによる表示」と表示しない場合には、「無農薬」「無化学肥料」等の表示をしても良いのですか。

{ A }

1. 「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」は、化学合成農薬や化学肥料を節減して生産された農産物についてその表示の適正化を図るため、不特定多数の消費者に販売されるこれら農産物を対象として表示の規範を示すものであり、「農林水産省新ガイドラインによる表示」と表示しない、からといって、どのような表示を行っても良いというものではありません。

2. 今回のガイドライン改正に当たっては、消費者からの「『無農薬』の表示は残留農薬がないとの誤解を与える」、「『減農薬』の定義が曖昧で分かりにくい」といった意見を踏まえ、表示の曖昧さに起因する消費者の誤認を防止することに重点を置いた見直しが行われました。その結果、『無農薬栽培農産物』、『無化学肥料栽培農産物』、『減農薬栽培農産物』、『減化学肥料栽培農産物』等の表示が表示禁止事項とされるとともに、化学合成農薬及び化学肥料の節減状況について、節減割合、節減の比較基準及び節減対象（使用回数、窒素成分）の3点を明示（使用していない場合は「栽培期間中不使用」と表示）することとされました。

3. したがって、特別栽培農産物の基準を満たさない等の理由により、「農林水産省新ガイドラインによる表示」と表示しない場合であっても、『無農薬』、『無化学肥料』といった消費者に誤認を与える表示や、節減割合、節減の比較基準及び節減対象を示さない単なる『減農薬』、『減化学肥料』等の曖昧な表示を行うことは適当ではありません。化学合成農薬や化学肥料を節減して生産した旨を表示する場合には、「栽培期間中化学合成農薬不使用」、「栽培期間中化学肥料不使用」、「化学合成農薬節減（使用回数：当地比5割減）」、「化学肥料節減（窒素成分：当地比5割減）」といった消費者に誤認を与えず、特別な栽培方法を正確に消費者に伝えることができる内容の表示を行うことが適当です。